

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		注						
		有資格者を配置した場合	利用者の数が利用定員を超える場合	配置すべき従業員数の員数が基準に満たない場合(1日につき) 又は	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	指導員加配加算(1日につき)
イ(1)障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(一)定員10人以下 (473単位)	+9単位					+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の 場合 +183単位
	(二)定員11人以上20人以下 (355単位)	+6単位					+102単位	イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の 場合 +122単位
	(三)定員21人以上 (276単位)	+4単位					+68単位	イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の 場合 +73単位
イ(2)障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(一)定員10人以下 (611単位)	+12単位		× 70/100			+205単位	イ 児童指導員等の場合 +195単位 ロ 指導員の 場合 +183単位
	(二)定員11人以上20人以下 (447単位)	+8単位				4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	+102単位	イ 児童指導員等の場合 +130単位 ロ 指導員の 場合 +122単位
	(三)定員21人以上 (359単位)	+6単位					+68単位	イ 児童指導員等の場合 +78単位 ロ 指導員の 場合 +73単位
ロ(1)重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人 (1329単位)		× 70/100		× 95/100		+410単位	
	(二)定員6人 (1112単位)						+342単位	
	(三)定員7人 (958単位)						+293単位	
	(四)定員8人 (842単位)						+256単位	
	(五)定員9人 (751単位)						+228単位	
	(六)定員10人 (679単位)						+205単位	
	(七)定員11人以上 (577単位)						+102単位	
ロ(2)重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人 (1608単位)					4時間未満 × 70/100 4時間以上6時間未満 × 85/100	+410単位	
	(二)定員6人 (1347単位)						+342単位	
	(三)定員7人 (1160単位)						+293単位	
	(四)定員8人 (1020単位)						+256単位	
	(五)定員9人 (911単位)						+228単位	
	(六)定員10人 (824単位)						+205単位	
	(七)定員11人以上 (699単位)						+102単位	

家庭連携加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度)	(1回につき 35単位を加算)
--------------------	-----------------

訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上 (1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)
-----------------	-----------------

特別支援加算			(1日につき 25単位を加算)
医療連携体制加算	イ	医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ	医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ	医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)

送迎加算	イ	障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(片道につき 54単位を加算)
	ロ	重症心身障害児の場合	(片道につき 37単位を加算)

延長支援加算	イ	障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 61単位を加算)
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 92単位を加算)
			(3) 2時間以上	(1日につき 123単位を加算)
	ロ	重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき 128単位を加算)
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき 192単位を加算)
			(3) 2時間以上	(1日につき 256単位を加算)

関係機関連携加算	イ	関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき 200単位を加算)
	ロ	関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき 200単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×81/1000)
	ロ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×59/1000)
	ハ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×33/1000)
	ニ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定の90/100)
	ホ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定の80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1月につき 所定単位×11/1000)
-----------------	--	--	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可